

2022年4月13日

海外在留邦人等向けワクチン接種事業 5歳から11歳の方への接種開始について  
(新型コロナウイルス関連)

- 海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、4月18日(月)より、5歳から11歳の方への接種を開始します。
- 対象となるのは、1・2回目接種のみです。
- 3回目接種については、本邦においては現時点で12歳以上が対象とされており、12歳未満の方は受けることができませんので御留意ください。
- ご希望の方は、以下の特設サイトからご予約をお願いいたします。  
<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

1 現在、本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業では、満12歳以上の方を対象に、1・2回目接種及び3回目接種を行っていますが、4月18日(月)より5歳から11歳の方への接種を開始します(予約受付開始は4月6日(水)(日本時間))。

2 5歳から11歳の方への接種は、各会場において、毎週1回(羽田空港接種会場では毎週木曜日、成田空港第1ターミナル接種会場では毎週月曜日、成田空港第2ターミナル接種会場では毎週金曜日)の実施となります。なお、接種を受ける場合には、保護者の同伴が必要となります。詳細については、外務省海外安全HP(下記 URL)に掲載されておりますので、そちらもご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

3 また、3回目接種については、本邦においては現時点で12歳以上が対象とされており、12歳未満の方は受けることができませんので御留意ください。

4 本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で、特設サイト(<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>)を通じてご予約をお願いいたします。

○在ウズベキスタン日本国大使館領事部

住所:Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

代表電話:+998-78-120-8060

夜間休日用緊急電話(事件・事故):+998-91-162-5009

ホームページ:[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※新型コロナウイルス関係特設ページ:

[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311, (内線)2902, 2903

(以上)